まちの史跡めぐり 192

大正13年刊行の『糟屋郡志』を読む(10)

―糟屋郡の育英制度

町文化財専門委員　石瀧豊美

福岡藩は維新のバスに乗り遅れたという言い方があります。

明治維新に功労があって新政府に有力な政治家を送り出したのが薩長土肥の四藩。つまり大名家で言えば、薩摩の島津家、長州の毛利家、土佐の山内家、肥前佐賀の鍋島家でした。

福岡藩黒田家は平野国臣・加藤司書・月形洗蔵のような、名を知られた勤王の志士を出したものの、明治維新まで生き残った人がおらず、明治政府に人材を送り出すことができませんでした。しかも明治維新の二年ほど前に、多くの勤王家に切腹、斬首、島流し、入牢、隠居などの処分を科したために、薩摩や長州の動き(薩長連合から倒幕へ)をキャッチすることができませんでした。この勤王家への弾圧事件を慶応元年(1865)の干支から乙丑の獄と呼びます。

幕末期の藩主黒田長溥は薩摩島津家から養子に入った人で、海外事情に通じた開明的な藩主でしたが、乙丑の獄を指揮したことにより、明治になって表に出て活躍することはありませんでした。黒田長溥の功績は学問の種をまいたことにあって、福沢諭吉も勝海舟も、その著書の中で黒田長溥に好意的な文章を残しています。九州大学医学部の源流は福岡藩の医学校賛生館で、黒田長溥が設立したものです。「賛」には助けるの意があり、「賛生」は生命を助けることを意味します。賛生館では漢方医学と西洋医学を教えたということです。

確かに明治維新の分け前にあずかることはできませんでしたが、驚いたことに明治になって福岡県は次のような評価を受けることになります。

後に東京帝国大学総長となる外山正一が、明治三十二年(1899)発行の『藩閥之将来』という本の中で、「このまでは日本の社会で活躍する人たちは山口県、鹿児島県、福岡県、佐賀県、高知県出身者に独占されるだろう」と述べていたのです(原文を現代風に言い替えています)。

薩長土肥に数えられなかった福岡県がちゃっかり三番目にくいこんでいます。なぜそうなったのかというと、福岡藩・秋月藩(黒田家)・小倉藩(小笠原家)・久留米藩(有馬家)・柳川藩・三池藩(立花家)の区域が合併した福岡県では、それぞれの地域が競い合って熱心に教育に取り組んでいたのです。その結果、上級学校に進学する人が多く、その人たちが就職し、出世していくことで、福岡県の将来性は明るい、というのが外山正一の考えでした。まさしく立身出世の世の中に合致していたのです。

現在でも、旧藩校の名を冠した県立高校があることは私たちがよく知っていることですが、実は全国的には非常に珍しいことです。福岡県立高等学校の中で、修猷館・明善・伝習館・育徳館(旧豊津中学校、後に豊津高校を経て現「育徳館中学校・高等学校」)はいずれも藩校の名を継承しています。修猷館は福岡藩、明善は久留米藩、伝習館は柳川藩、育徳館は小倉藩の藩校の名前です。

旧福岡藩・秋月藩の区域は旧筑前国ですが、この地域の出身の生徒に奨学金を支給するために設立されたのが黒田奨学会です。

大正十五(昭和元、1926)年度『福岡県統計書』の「管内学事ノ状況」に、各藩主関連の奨学事業・育英事業を取り上げています。黒田家奨学会の正式な名称は黒田奨学会で、現在も存続しています。

「育英会＝黒田家奨学会は黒田家の寄附金を基礎として設立せる福岡県奨学資金の収入を以て経営せられ橘陰会は旧柳河、三池両藩に縁故ある有志により組織せらる、共に旧藩内子弟の育英奨励に努む。又豊前育英会あり旧小倉藩主小笠原家並同藩に縁故ある有志により組織せらる旧久留米藩主有馬家にても育英会の組織せられたるものあるも共に東京にて経営せられつゝあり。」

『藩閥之将来』が福岡県の将来性を見込んだのは、こうした奨学金の制度が福岡県にはさまざまにあったことで、人材育成のシステムが機能しているとみたからです。逆に言えば他の地域はそれほど教育熱心でないとして、もっと奨学金を充実させねばならないとハッパをかける意味があって、このままでは将来、山口・鹿児島・福岡・佐賀・高知の五県に遅れを取る、と警告していたのでした。

『糟屋郡志』には糟屋郡の育英制度について詳しくふれているので、今回はそれを紹介したいと思います。右記の各藩主が設立した奨学会・育英会以外にも、『藩閥之将来』が上げているのは福岡県出身の有力者(たとえば後に伯爵となる金子堅太郎の奨学金「金子勧学生」)や、各郡ごとの奨学金(「糸島郡育英会勧学生」)です。

糟屋郡の育英事業について、『糟屋郡志』には次のように書かれています。「貸与」ですから返済することが前提で、その定めもあります(西暦とカタカナの濁点、句読点は石瀧が補いました)。

育英事業　本郡の育英事業は明治三十五年(1902)に始まり郡令第三号を発布せり、当時の学資貸与規定三ヶ条を摘録すれば左の如し。

学資貸与規程(摘録)

(三十五年二月二十六日郡令第三号)

第一条　左記各校中ノ科程ヲ修了センガ為、学資ノ貸与ヲ受ケント欲スル者ハ、本規程ニ拠ルベシ。

一、帝国大学校　一、高等学校(大学予科共)　一、商船学校　一、東京工手学校　一、中学校学科程度ト同等以上ノ官公立農学校　一、同上工業学校　一、同上商業学校　一、同上水産学校

第二条　学資ノ貸与ヲ受クルモノヲ貸与生ト称ス。貸費生ハ左ノ資格ヲ具備スルヲ要ス。

一、二ヶ年以上本郡ニ本籍ヲ定メ、現ニ住居スルモノ

二、入学スベキ学校ノ学科程度ニ対シ、学力優秀ナルモノ

三、品行端正ナルモノ

四、身体強健ナルモノ

五、学資ノ給与ナキモノ

第三条　新ニ生スル貸費生ハ毎年三名以下トシ、学校卒業ノ月迄左ノ金額ヲ貸与ス。

一、帝国大学・高等学校又ハ之レニ準ズ可キ学校ヘ入学ノモノ、一人一ヶ月金十円以下。

二、東京工手学校又ハ中学校学科程度ト同等以上ナル県外ノ学校ヘ入学ノモノハ、一人一ヶ月金八円以下

三、中学校学科程度ト同等以上ナル県内ノ学校ヘ入学ノモノハ、一人一ヶ月金六円以下

第四条　貸費生タラント欲スルモノハ、身元確実ナル保証人、連署ノ上、所轄町村長ヲ経テ郡長ニ出願スベシ。

第五条以下省略

然るに大正七年(1918)に及び規程を改正すること左の如し。

第一条　中学校及同程度以上ノ学校卒業者ニシテ、更ニ左記各学校ノ課程ヲ修了センガ為メ、学資ノ貸与ヲ受ケントスルモノハ、本規定ニ拠ルベシ。

一、分科大学(帝国大学の、現在の学部に相当するもの)　一、札幌農学校　一、私立大学(大学部)　一、高等学校　一、高等商業学校　一、高等工業学校　一、京都高等工芸学校　一、旅順工科学堂　一、高等農林学校　一、高等師範学校　一、東京商船学校　一、東京美術学校　一、医学専門学校　一、私立明治専門学校　一、神宮皇学館　一、東京外国語学校　一、東亜同文書院　一、水産講習所　以上ノ外、之ニ準ズル諸学校

(第三条～第七条、略)

第八条　貸費生ハ学校卒業後一ヶ年ヲ経テ、其貸与ヲ受ケタル総金額ヲ、左ノ通毎月還納シ、総金額ヲ償還スル義務アルモノトス。

初三ヶ年　千分ノ六以上

以後　千分ノ十以上

(第九条～第十二条、略)

大正十年度予算、学資貸与金は二百四十円にして、明治三十五年貸与規程制定の当時より、大正十年に至る迄、貸与を為したる件数、左の如し。

貸費生　二十六名

二十六名の貸費生の名前を知りたいものですが、内訳などについては書かれていません。